

家系図の作成の依頼を受けた行政書士からの依頼人の傍系血族の除籍謄本の交付請求が、戸籍法施行規則第11条の2第2項にいう職務上必要とする場合に該当しないとされた事例

(平成9年6月3日民二第970号回答)

行政書士からの除籍謄本の交付請求について

標記について、当局管内熊本地方法務局長から別添写しのとおり照会があり、同局長意見のとおり当該謄本の請求には応じないのが相当と考えますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示を賜りたくお伺いします。

(別添)

行政書士による除籍謄本の交付請求について (同い)

今般、行政書士から当局管内熊本市に対し、職務上請求書により、使用目的を「家系図作成」として、傍系血族等の除籍謄本の請求がありました。

熊本市は、一般的に「家系図作成のため」との請求理由では、自己の傍系血族の除籍謄本の交付請求は認められない取扱いである(平成3年2月25日付け法務省民二第1390号民事局長通知)ことから、本件請求に基づく除籍謄本の交付には疑義があるとして、当職に照会がありました。

当職としては、下記理由により、本件請求には応ずべきでないと考えますが、いささか疑義がありますので、何分の御指示を賜りたくお伺いいたします。

記

- 1 行政書士が「職務上必要とする場合」には、戸籍法施行規則第11条の2第2項により、除籍謄抄本等の請求をすることができる。ここに「職務」とは、行政書士法第1条及び同法第1条の2に規定されている業務を指し、「家系図作成」は、行政書士法第1条第1項の「事実証明に関する書類の作成」に該当するものと解される。したがって、行政書士が家系図作成のために除籍謄抄本等の請求をすることは、「職務上必要とする場合」に該当し、基本的にはその請求は認められるものとする。
- 2 しかし、行政書士は、「他人の依頼」を受けて書類の作成等を業とする(行政書士法第1条第1項)ものである。そこで、「家系図」の作成等に関連して身分関係を証する書面を請求できる範囲につき、その依頼人に法令上の

規制(戸籍法第12条の2第2項、同法施行規則第11条の3)がある場合には、行政書士の業務の範囲も、そこで認められた請求の範囲内に限定されるものとする。

- 3 ところで、戸籍の取扱いにおいては、正当な利害関係がある場合等でなければ、自己の傍系血族等の除籍謄本の請求は認められておらず、したがって、そのような請求者の依頼を受けた行政書士も、「行政書士」ということのみをもって、当然には当該範囲を超える請求が認められるものではないと解する。
- 4 よって、行政書士が「家系図作成」を目的として傍系血族の除籍謄本を請求することは、職務上の請求に該当しないというべきであり、本件請求には応じるべきでないとする。

参考資料

戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書

(以下、略)

回 答

客月15日付け戸第398号をもって貴局長から当局長あて照会のあった標記の件については、貴局意見のとおり請求に応ずべきでないものと考えます。